

第 3 回

熊本県議会

総務常任委員会会議記録

令和8年6月18日

開 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第 3 回 熊本県議会 総務常任委員会会議記録

令和8年6月18日（木曜日）

午前9時59分開議

午前10時59分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和8年度熊本県一般会計補
正予算(第1号)議案第3号 専決処分の報告及び承認につ
いてのうち議案第4号 熊本県職員の特殊勤務手当に
関する条例等の一部を改正する条例の制
定について議案第5号 熊本県報酬及び費用弁償条例
の一部を改正する条例の制定について議案第6号 熊本県税条例の一部を改正す
る条例の制定について議案第7号 熊本県税特別措置条例の一部
を改正する条例の制定について議案第8号 熊本県行政手続における特定
の個人を識別するための番号の利用等に
関する法律に基づく個人番号の利用、特
定個人情報の提供等に関する条例の一部
を改正する条例の制定について議案第13号 専決処分の報告及び承認につ
いて議案第14号 専決処分の報告及び承認につ
いて報告第1号 令和7年度熊本県一般会計繰
越明許費繰越計算書の報告についてのう
ち報告第5号 令和7年度熊本県一般会計事
故繰越し繰越計算書の報告についてのう
ち報告第12号 専決処分の報告について
閉会中の継続審査事件(所管事務調査)につ
いて

報告事項

①天草エアライン株式会社における中

期経営計画について

②緑の流域治水の推進と球磨川流域の
創造的復興について

出席委員(8人)

委員長 松村秀逸

副委員長 立山大二郎

委員 岩下栄一

委員 松田三郎

委員 西聖一

委員 高野洋介

委員 高木健次

委員 増永慎一郎

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

知事公室

公室長 府高隆

政策審議監兼政策調整監 阿南周造

危機管理監 鳥井薫順

国際・くまモン局長 櫟本麻理

首席審議員兼秘書課長 田浦貴久

広報課長 大谷智子

危機管理課長 若杉誠

防災推進課長 増永博和

消防保安課長 富安智詞

国際課長 吉仲範恭

くまモン課長 山田崇

総務部

部長 下山薫

理事兼県央広域本部長

兼市町村・税務局長 増田要一

総括審議員兼政策審議監 磯谷重和

総務私学局長 工藤晃

首席審議員兼人事課長 笠新

財政課長 甲斐久美子

県政情報文書課長 大石顕寛

首席審議員兼総務厚生課長 帆 足 朋 和
 財産経営課長 有 田 知 樹
 私学振興課課長補佐 田 中 良
 市町村課長 永 野 千 佳
 税務課長 内 村 秀 之
 企画振興部
 部 長 富 永 隼 行
 理 事
 (デジタル改革推進担当)
 兼デジタル改革推進局長 枝 國 智 子
 理 事
 (球磨川流域復興担当)
 兼球磨川流域復興局長 柴 田 英 伸
 政策審議監
 兼地域振興
 ・世界遺産推進局長 佐 崎 一 晴
 交通政策・統計局長 受 島 章太郎
 土木技術審議監 田 村 伸 司
 首席審議員兼企画課長 牧 野 記 大
 地域振興課長 井 上 雄一朗
 阿蘇草原再生
 ・世界遺産推進課長 吉 田 二 浩
 交通政策課長 浦 本 雄 介
 空港アクセス鉄道
 整備推進課長 宮 原 尚 孝
 統計調査課長 上 野 成 也
 デジタル戦略推進課長 大 村 克 行
 デジタル県庁推進課長 四方田 亨 二
 球磨川流域復興局政策監 甲 斐 奈美枝
 出納局
 会計管理者兼出納局長 城 内 智 昭
 会計課長 米 田 健 人
 管理調達課長 阿 南 秀 二
 人事委員会事務局
 局 長 坂 野 定 則
 公務員課長 竹 田 健
 監査委員事務局
 局 長 工 藤 真 裕
 監査監 天 野 誠 史
 監査監 福 田 晶 子

監査監 二 宮 守
 議会事務局
 局 長 鈴 和 幸
 次長兼総務課長 池 永 淳 一
 首席審議員兼議事課長 坂 本 誠 也
 政務調査課長 楠 ゆみ子
 事務局職員出席者
 議 事 課 主 幹 須 田 恵美子
 政務調査課参事 木 村 靖

午前9時59分開議
 ○松村秀逸委員長 ただいまから第3回総務常任委員会を開会いたします。
 本日の委員会に1名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることといたします。
 それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。
 まず、議案等について、執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。
 なお、執行部からの説明及び質疑応答は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いします。
 初めに、総務部長から総括説明をお願いします。
 ○下山総務部長 今回提案しております議案の概要について御説明申し上げます。
 まず、令和8年度6月補正予算でございます。
 今回の補正予算は、令和7年度の国の経済対策への対応等に必要な予算など182億円余の増額補正であり、補正後の予算規模は9,535億円余となります。
 このほか、令和7年度3月補正予算の専決処分のほか、条例改正などにつきましても、併せて御提案、御報告を申し上げます。
 この後、予算関係議案の総括的な説明につ

きましては財政課長から、また、予算の詳細な内容及び条例議案等につきましては担当課長から、それぞれ御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○松村秀逸委員長 次に、財政課長から、今回の補正予算の概要等について説明をお願いします。

○甲斐財政課長 財政課でございます。

令和8年度6月補正予算の概要と専決処分1件について御説明いたします。

説明資料の1ページをお願いいたします。

一般会計の令和8年度6月補正予算につきましては、令和7年度の国の経済対策への対応に必要な予算を計上しております。

主な内容につきましては、(1)国の経済対策への対応としまして、自動運転バスの実証運行の実施2億2,500万円、周産期医療、救急医療体制の確保、医療分野での業務効率化、職場環境改善の推進6億9,000万円、農林水産事業者への支援3億4,100万円、熊本県高等学校等教育改革促進基金への積立て62億4,100万円などでございます。

(2)のその他につきましては、持続的な成長、発展を目指す小規模事業者に対する支援のくまもと型小規模事業者持続化補助金20億円、くまもとサイエンスパーク実現に向けた取組3,000万円、防災・減災、国土強靱化の推進等58億8,300万円、高校教育改革に向けた取組9億2,800万円などでございます。

以上の主な内容を含めまして、6月補正予算は182億5,500万円の増額補正となり、補正後の予算規模は9,535億9,100万円となります。

なお、下段の表につきましては、一般会計、特別会計、それぞれの補正の状況を記載しております。

下の2ページから次の3ページにかけまし

ては、歳入予算の内訳となっております。

3ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、主に9の国庫支出金及び15の県債を財源として活用しております。

なお、所要の一般財源につきましては、13の繰越金を活用しております。

下の4ページから次の5ページにかけましては、歳出予算の内訳でございます。

一番右の補正額の説明の欄に主な事業を記載しております。

6ページをお願いいたします。

専決処分を行いました令和7年度の3月補正予算の概要でございます。

先ほど御説明いたしました令和8年度6月補正予算におきましても予算を計上しておりますくまもと型小規模事業者持続化補助金に必要な予算としまして、一般会計で26億円の増額補正を行っておりまして、補正後の令和7年度の予算規模は1兆132億9,700万円となります。

補正予算の概要等につきましては以上でございます。

○松村秀逸委員長 引き続き、担当課長から議案等について説明をお願いします。

○笠人事課長 人事課でございます。

12ページの上段をお願いいたします。

人事管理費の人事給与システム等改修費は、税制改正に伴い、人事給与システム及び庶務事務システムの改修が必要となったことから、増額をお願いするものでございます。

人事課は以上でございます。

○田中私学振興課課長補佐 私学振興課でございます。

本日、課長が委員会を欠席させていただいており、私が代わりまして御説明をさせていただきます。

12ページ、下段をお願いいたします。

私学振興費の増額でございます。

説明欄の私学振興助成費についてですが、(1)奨学のための給付金事業につきましましては、私立高校生等の教科書代や学用品代等、授業料以外の負担を軽減するための給付金ですが、令和8年度から支給対象が中所得世帯まで拡充されたため、審査する会計年度任用職員を増員するものでございます。

(2)番、国際交流・留学プログラム構築推進事業につきましましては、国が令和7年度補正予算において創設された事業で、外国人留学生への語学教育や国際交流の推進など、受入れ体制構築等を行う私立高校に対し助成を行うものでございます。

私学振興課は以上です。

○浦本交通政策課長 交通政策課でございます。

14ページをお願いいたします。

計画調査費について、右側の説明欄を御覧ください。

1、交通整備促進費の(1)くまもと臨空テクノパーク自動運転社会実装推進事業につきましましては、熊本空港、東海大学の阿蘇くまもと空港臨空キャンパス及びテクノ・リサーチパークを拠点に、令和9年度のレベル4実装を前提といたしました自動運転バスの実証運行を実施するものでございます。

(2)地方公共交通鉄道対策事業につきましましては、安全運行確保のための設備投資を行う鉄道事業者を支援するものでございますが、本年9月に全線運行再開を控えておりますくま川鉄道が実施いたします鉄道施設整備に対する国庫補助の内示増に伴い、補正を行うものでございます。

(3)交通系決済サービス利便向上促進事業につきましましては、共同経営推進室が実施いたしますクレジットカードやプリペイドカードなどによりタッチ決済を活用した新たな

定期券制度の導入を支援することによりまして、利用者の利便性を高め、自家用車から公共交通への転換を図り、交通渋滞の解消につなげていくものでございます。

(4)地域公共交通計画推進事業につきましましては、限られた輸送資源を最大効率で活用するため、利用者が少ない既存バス路線の一部の区間におきまして、大型バスから実際の需要に見合う小型車両等へ置き換えるダウンサイジング実証運行を実施するものでございます。

2の国庫支出金返納金につきましましては、令和6年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して令和7年度に実施いたしました地域交通燃料価格高騰対策事業の事業費確定に伴う国への返納金でございます。

交通政策課は以上でございます。

○増永防災推進課長 防災推進課でございます。

16ページをお願いいたします。

令和8年3月23日専決処分について御報告いたします。

令和7年度2月補正予算におきまして、住家被害認定調査の迅速化を図るため、モバイル端末を活用した調査システム導入の経費を計上しております。

財源は、令和7年度において、他県でも同様のシステム導入経費の財源として活用されております国の地域未来交付金を見込んでおりました。しかし、予算計上後、国から、当該交付金の要件を見直し、直接住民が利用することで、直接的な利益等がもたらされることを要件とした、その結果、当該システムは行政の業務効率化が主であることから交付金の対象とはならないとの連絡がございました。

県のほうからは、国に対し、導入の効果等を粘り強く説明を行いましたが、国の判断は変わりませんでした。そのため、代替となる

財源を探す中で、地方債償還時に交付税措置があり、地域未来交付金を活用した場合と比較しても、県の負担がほとんど変わらないデジタル活用推進事業債を活用することとしたため、財源を国費から地方債へ更正する専決処分を行ったものです。

防災推進課は以上です。

○笠人事課長 人事課でございます。

17ページをお願いいたします。

議案第4号、熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

19ページの条例案の概要により説明をさせていただきます。

内容欄を御覧ください。

1、条例改正の趣旨といたしましては、国家公務員における取扱いを踏まえ、特殊勤務手当の額を見直すものです。

2、改正する条例は、(1)から(3)に記載をしている3本の条例を一括して改正いたします。

3、主な改正内容ですが、災害が発生した場合において、巡回監視等の作業を行った場合に支給する公共土木施設災害応急作業手当等の支給額を見直すものです。

4の施行期日は、公布の日から施行し、国に準じて、令和8年4月1日から適用することとしております。

続きまして、20ページをお願いいたします。

議案第5号、熊本県報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定についてです。

21ページの条例案の概要により説明をさせていただきます。

内容欄1、条例改正の趣旨といたしましては、いじめ防止対策推進法に基づき設置する熊本県いじめ防止対策審議会及び熊本県いじめ調査委員会の委員等の報酬を見直すものです。

2の主な改正内容ですが、これらの委員の報酬は、現行は日額1万500円としてきましたが、その業務内容の困難さを踏まえ、表にありますとおり、会長、委員長につきましては、日額2万5,700円、その他委員につきましては、日額2万3,100円といたします。

この額は、他の行政委員、選挙管理委員会や人事委員会などと同額となっております。

また、いじめによる重大事態が発生した場合は、事実関係の調査も行っていただきますが、こうした調査につきましては、終了時刻が読みづらく、日額の報酬単価がなじまないと考えられますので、そうした場合は、別途知事が定める額、想定では、時間単価で決定した額としたいと考えております。

3の施行期日は、公布の日から施行することとしております。

人事課は以上でございます。

○内村税務課長 税務課でございます。

22ページをお願いします。

第6号議案、熊本県税条例の一部を改正する条例の制定についてです。

26ページの条例案の概要で御説明いたします。

1、条例改正の趣旨ですが、令和8年度税制改正に伴い地方税法等が一部改正されたことから、関係規定の整備を行うものです。

2、主な改正内容は、(1)の不動産取得税のア、新築住宅特例適用住宅及びその土地に係る特例措置等について、一定の災害危険区域等、いわゆる災害レッドゾーン、または市街化調整区域のうち、土砂災害警戒区域等、いわゆる災害イエローゾーンにある特定区域内住宅とその土地を適用対象から除外するものでございます。

次のイでは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例についても、特定区域内住宅をその適用から除外するものでござ

います。

(2)その他各種法律の改正等に伴い、県税条例の各規定を整理いたします。

3、施行期日は、(2)の一部は公布日からとし、その他は令和11年4月1日でございます。

続きまして、27ページ、第7号議案、熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例の制定についてです。

28ページの条例案の概要で御説明します。

本特別措置条例は、県内に一定の要件を満たす工場等が設置される場合に、県税の課税免除等を実施する根拠となっているものです。

1、条例改正の趣旨は、地域再生法第17条の6、地方公共団体等を定める総務省令の一部改正に伴い関係規定を整備するもので、
2、主な改正内容は、地域再生法に基づき、企業の地方移転や地方における雇用創出の促進を図るために設けられた県税の課税免除のうち、事業税について、その対象から一定の特定業務児童福祉施設の用に供する減価償却資産が除かれていることを明記するものでございます。

施行期日は、公布の日でございます。

続きまして、32ページをお願いいたします。

第13号議案、熊本県税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告及び承認についてです。

39ページの概要で御説明します。

1、条例改正の趣旨は、令和8年度税制改正に係る地方税法の一部改正等に伴い、関係規定の整備を行うものです。

2、主な改正内容、(1)ア(ア)は、自動車税の環境性能割を廃止し、現行の種別割の名称を自動車税とするほか、関係規定の整備を行います。

次の(イ)は、自動車税のいわゆるグリーン化特例と言われる環境負荷の少ない自動車の

税率の軽減及び環境負荷の大きい自動車の税率の重課について、基準を変更して2年間延長するものです。

次に、下から3行目のイ、不動産取得税について、(ア)から次ページの(ウ)に記載の各種特例措置等の適用期限を令和13年3月31日まで延長するものでございます。

ウ、軽油引取税につきましては、いわゆる暫定税率の廃止に伴い、所定の規定整備を行うものです。

(2)から(5)については、自動車税環境性能割の廃止に伴い、各種規定の整備を行うものでございます。

3、施行期日は、令和8年4月1日でございます。

続いて、41ページ、第14号議案、熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認についてです。

42ページの概要で御説明します。

本特別措置条例は、先に述べたとおり、県内に一定の要件を満たす工場等を設置される場合に県税の課税免除等を実施する根拠となっているものです。

2、主な改正内容ですが、本条例に基づく課税免除等を行った場合に、その減収額が補填される根拠となる法律のうち、地域再生法に基づく減収補填の適用期限が令和10年3月31日まで延長されたことから、課税免除の要件となる特定業務施設整備計画の認定期限を同様に延長するものでございます。

3、施行期日は、令和8年4月1日でございます。

税務課は以上です。

○大村デジタル戦略推進課長 デジタル戦略推進課でございます。

説明資料、戻りまして29ページをお願いいたします。

議案第8号、熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する

る法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報等の提供等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

内容は、31ページの条例案の概要で御説明させていただきます。

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法に基づき、法律に定めのない事務で、本県で独自にマイナンバーを利用する事務、いわゆる独自利用事務を定めている条例でございます。

主な改正内容としては、2を御覧ください。

令和8年4月に、いわゆる高校無償化を実現するため、国が高等学校等の授業料を支援する高等学校等就学支援金について、所得制限を撤廃する等の措置を講ずることを目的として、高等学校等就学支援金の支給に関する法律が改正されました。これに伴い、マイナンバー条例で、この法律から引用している規定があるため、所要の整備を行うものです。

施行期日は、公布の日からとしています。

デジタル戦略推進課は以上です。

○若杉危機管理課長 危機管理課でございます。

43ページ、令和7年度一般会計繰越明許費繰越計算書をお願いします。

防災情報通信基盤整備事業費は、防災情報通信の強靱化対策等を行うものですが、広域本部や地域振興局に設置する防災行政無線設備の浸水対策工事において、工事資機材の納期に時間を要したこと、また、関係機関との協議に不測の日数を要したため、事業費の一部を繰り越したものでございます。

当該事業につきましては、現在工事が進められており、年内に完了見込みとなっております。

危機管理課からは以上です。

○増永防災推進課長 防災推進課でございます。

引き続き、43ページをお願いいたします。

繰越明許費の御報告でございます。

1段目のマイタイムライン普及促進事業費は、国の防災気象情報見直しが遅れたことに伴い、関連するマイタイムラインガイドブック等の更新につきまして、年度内の完了が困難となったため、繰り越したものでございます。

なお、当該事業につきましては、今月中、6月中に完了の見込みでございます。

2段目の防災DX推進事業費につきましては、先ほど専決処分で御報告いたしました住家被害認定システム導入経費につきまして、令和7年度2月補正による追加事業であり、年度内に十分な事業期間を確保することができなかったため、繰越しを行ったものでございます。

当該事業につきましては、現在発注等の手続の準備を行っており、年度内に完了見込みでございます。

防災推進課は以上です。

○富安消防保安課長 消防保安課でございます。

44ページをお願いいたします。

1段目の市町村等消防施設整備補助事業費につきましては、市町村が購入する消防車両の発注に不測の日数を要しまして、年度内の事業完了が困難となったため、繰り越すものでございます。

なお、今年10月末の事業完了を予定しております。

その下の2段目の消防学校教育訓練機能強化事業費につきましては、消防学校では、本館、寄宿舍、車庫棟などの建設工事を進めておりますが、設計変更や入札の不落、不調の発生などで不測の日数を要しまして、年度内の事業完了が困難となったため、繰り越すも

のでございます。

なお、当該事業につきましては、令和10年度の完了を見込んでおりますが、繰越分については、来年1月末の事業完了を見込んでおります。

3段目の物価高騰対応生活者緊急支援事業費につきましては、LPガス使用世帯への支援に要する経費ですが、補助事業者との調整に不測の日数を要し、年度内の事業実施が困難となったため、繰り越すものでございます。

なお、当該事業につきましては、来年1月末の事業完了を見込んでおります。

消防保安課は以上でございます。

○大石県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。

45ページをお願いいたします。

公立大学法人支援事業費は、県立大学の大規模修繕工事について、空調の停止期間に施工する必要が生じ、年度内の事業完了が困難となったため、また、半導体関連人材育成に要する施設整備の設計について、設計内容の検討等に不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難となったため、それぞれ繰り越したものでございます。

当該事業は、年度内の完了を予定しております。

県政情報文書課は以上でございます。

○有田財産経営課長 財産経営課でございます。

同じく45ページの下段をお願いいたします。

1段目の県庁舎維持補修費ですが、県庁舎の熱源機器やエレベーターの更新工事等において、半導体など事業に必要な資材の納入に時間を要したこと等により繰り越したものでございます。

2段目の県庁舎等施設LED導入事業費で

すが、阿蘇総合庁舎と水俣保健所のLED照明導入工事におきまして、LEDなど事業に必要な資材の納入に時間を要したこと等により繰り越したものでございます。

3段目の財産利活用推進事業費につきましては、熊本土木事務所跡地利活用事業におきまして、事業者公募要件の設定に係る市場調査等に不測の期間を要したこと等により繰り越したものでございます。

いずれも年度内の完了を予定しております。

財産経営課は以上です。

○田中私学振興課課長補佐 私学振興課でございます。

46ページをお願いいたします。

物価高騰対策事業費は、物価高騰による燃料費の高騰分に対する補助を行うものですが、令和7年度1月補正予算による追加事業でございまして、年度内に十分な事業期間を確保できなかったため、繰り越して今年度実施するものでございます。

下段の私立学校施設災害復旧事業は、令和7年8月豪雨により被災した私立学校が行う災害復旧事業に対し補助を行うものですが、文部科学省の災害査定が令和8年6月に実施されるため、年度内の事業完了が困難となり、繰り越して今年度実施するものでございます。

いずれも、事業は年度内の完了を予定してございます。

私学振興課は以上です。

○井上地域振興課長 地域振興課でございます。

47ページをお願いいたします。

1段落目の「環境首都」水俣・芦北地域創造事業費は、水俣市、芦北町及び津奈木町における公共施設の照明のLED化改修工事に係る補助事業について、国の経済対策に対応

し、前倒しで令和7年度2月補正予算に計上したことから繰り越したものでございます。

2段落目の移住定住加速化事業費は、都市と地方の2つの拠点で生活するライフスタイルでございます二地域居住の推進に係る事業について、こちらも国の経済対策に対応し、前倒しで令和7年度2月補正予算に計上したことから繰り越したものでございます。

3段目の水俣・芦北地域重点施策課題解決推進事業費は、芦北町及び津奈木町におけるトイレ等の改修工事や温泉施設周辺整備などにおける補助事業において、両町において整備内容についての関係者との協議に不測の期間を要し、年度内の事業完了が困難となったため、繰り越したものでございます。

4段目の被災住宅移転促進宅地整備受託事業費は、県が球磨村から受託して実施する渡地区における避難路整備について、のり面工事で湧水が確認され、工事に不測の期間を要したことにより、年度内の事業完了が困難となったため、繰り越したものでございます。

地域振興課は以上です。

○吉田阿蘇草原再生・世界遺産推進課長 阿蘇草原再生・世界遺産推進課でございます。

48ページをお願いします。

同じく繰越明許費の報告でございます。

阿蘇草原再生事業費につきましては、野焼きの再開と後継者育成の支援を図るもので、各牧野の野焼きについて、当初2月から3月中旬に予定されていましたが、天候不良により年度内の事業完了が困難となったため繰り越したものでございます。

草原維持システム構築推進事業費につきましては、野焼き作業の省力化を図るため、恒久防火帯の整備に取り組む活動を支援するもので、補助対象者が事業実施箇所の選定等に不測の日数を要したことと、事業費の一部は国の経済対策によるものであり、県への交付決定が令和8年3月に行われたことから繰り

越したものでございます。

阿蘇草原再生・世界遺産推進課は以上でございます。

○浦本交通政策課長 交通政策課でございます。

49ページをお願いいたします。

1段目の地方公共交通対策事業費につきましては、令和7年度2月補正予算による追加事業、次の地域交通燃料価格高騰対策事業費につきましては、令和7年度1月補正による追加事業でございまして、年度内に事業が完了することが困難なため、繰越しを行ったものでございます。

3段目の肥薩おれんじ鉄道災害復旧費につきましては、令和7年8月豪雨によります土砂流入や道床流失等の被害が発生した肥薩おれんじ鉄道への災害復旧事業費への補助であり、被災箇所が広範にわたり、復旧工事の年度内の完了が困難なため、繰越しを行ったものでございます。

最後のくま川鉄道災害復旧費につきましては、令和2年7月豪雨により被災しましたくま川鉄道の災害復旧事業費への補助であり、球磨川第四橋梁の工法変更に伴います関係機関との調整に不測の日数を要し、全体工程に遅れが生じたことにより、年度内の完了が困難なため、繰越しを行ったものでございます。

交通政策課は以上でございます。

○宮原空港アクセス鉄道整備推進課長 空港アクセス鉄道整備推進課でございます。

50ページをお願いします。

繰越明許費の報告でございます。

阿蘇くまもと空港アクセス鉄道整備調査検討事業費につきましては、鉄道概略設計調査や環境アセスメントの手続など、関係機関等と協議、調整の上実施する必要があり、年度内の事業完了が困難となりましたため、繰り越

したものでございます。

空港アクセス鉄道整備推進課は以上です。

○大村デジタル戦略推進課長 デジタル戦略推進課でございます。

50ページ、下段をお願いします。

同じく繰越明許費の報告でございます。

情報通信基盤整備支援事業費につきましては、相良村の情報通信基盤整備を支援する事業であり、十分な事業期間を確保できず、年度内の完了が困難なため、繰り越したものでございます。

次の情報通信格差是正事業費につきましては、令和7年度6月補正予算による追加事業で、天草市の携帯電話基地局を整備する事業ですが、令和7年8月豪雨の影響で業者の確保に時間を要し、年度内の完了が困難となったため、繰り越したものでございます。

デジタル戦略推進課は以上です。

○池永議会事務局次長 議会事務局でございます。

51ページをお願いいたします。

議会では、令和7年度及び令和8年度において、議会棟別館空調等改修工事を実施しておりますが、工事の入札不調により、業者決定に時間を要し、令和7年度契約分の年度内の完了が困難となったため、翌年度へ繰り越したものでございます。

議会事務局は以上でございます。

○井上地域振興課長 地域振興課でございます。

52ページをお願いいたします。

事故繰越につきまして御報告をいたします。

「環境首都」水俣・芦北地域創造事業費は、水俣市への臨海部の護岸整備工事に係る補助事業につきまして、国の経済対策に呼応し、前倒しで令和6年度の2月補正予算に計

上し、令和7年度に繰り越しておりましたが、建設資材の需要の増加により、資材確保が困難となり、工事に不測の期間を要したことで、令和7年度の事業完了が困難となったため、今年度に繰り越したものでございます。

なお、資材の確保につきましては、その後確保いたしまして、工事は順調に進んでおり、今年度内の工事は完了見込みということになっております。

地域振興課は以上です。

○永野市町村課長 市町村課でございます。

53ページ、報告第12号をお願いいたします。

職員が公用車で起こしました交通事故の和解につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により行いました専決処分の報告でございます。

54ページのほうで御説明いたします。

令和8年2月2日に宇城市松橋町で発生したこの事故につきましては、相手方との示談交渉により、県の過失割合100%、県の損害賠償額は7万400円で和解しております。

事故の内容は、宇城地域振興局総務振興課職員が、Uターンするために方向転換しようとバックした際、私有地に設置されたカーポートの雨どいに接触したものです。

職員の交通事故防止、交通違反等防止につきましては、引き続き徹底を図ってまいります。

市町村課は以上でございます。

○松村秀逸委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をしてください。

それでは、質疑はございませんか。

○岩下栄一委員 小さい額ですけども、12ページ。

私学ですね。国際交流・留学プログラムで、これは、どこから受入れをして、どこに受け入れるんですか。どこからやってきて、どこに入れるかということですけども。

○田中私学振興課課長補佐 今回の事業につきましては、私立学校1校から事業の活用希望があってございまして、具体的には開新高校でございまして。留学生3名を受け入れる予定ということでお聞きをしております。台湾、それからインドネシア、フィリピンということでお聞きをしております。

以上でございます。

○岩下栄一委員 ありがとうございます。

○松村秀逸委員長 いいですか。

○岩下栄一委員 はい。

○松村秀逸委員長 ほかにありませんか。

○松田三郎委員 おはようございます。

資料、14ページ、浦本交通政策課長に。

先ほど説明いただきまして、私もちょっと興味を持ったので、事前にいろいろお尋ねをしました。

それで、確認も含めて、ちょっと、自動運転のことでお尋ねしたいと思いますが、2億2,000万ぐらいで、例えば自動運転用のレベル4を目指してと、令和9年度までにということですね。だから、それ用のバスを購入したり、システムを構築したりと。

大体ざっくりした金額でいいですけども、内訳というか、何に幾らと、この中の、というのが1点と、これは実証実験でしょう

から、理想的に運ぶと、今後これは、レベル4を達して、行けるなということになると、ほかに路線を広げたりとか、走行距離伸ばしたりということになるんだろうと思いますけれども、これは、県のほうで予算をつけて実証実験をして、最終的には、どこか民間がそれぞれ、その技術を利用して営業というか、活動をなさるということにつながるということの理解でいいんですかね。その2点お願いいたします。

○浦本交通政策課長 交通政策課でございます。

まず、1点目の経費の内訳ということでございますが、大ざっぱに申しますと、車両購入費等で大体1億程度でございます。それと、運用費、システムを調整いたしますそういった経費が約9,000万ほど、それと、人件費が5,000万ほどという、大体そういうような内訳となっております。

それと、2点目にございます今後に向けてでございますけれども、一応、この事業につきましては、実証ということで、コンソーシアムという形で、最初実証実験に取り組みたいと思っております。

コンソーシアムの内訳といたしましては、熊本県と交通事業者、具体的には九州産交を予定しているところでございます。まずは、コンソーシアムを組みました九州産交にそういった自動運転の技術が蓄積されて、そちらのほうで将来的には自走化という形を目指すということでございますけれども、当然、車両が、先ほど申しましたとおり高うございますので、すぐすぐという自走化は難しいと思います。自動運転等の技術等は目まぐるしく進化しておりますので、そういったところで、各地域でこういった取組が進めば、全体的にコストダウンという形で、価格も低下するというようなところも期待されますので、そういったところを目指しまして、九州産交

に蓄積された技術をほかのバスの事業者にも展開していければというふうなところで目指しているところでございます。

以上でございます。

○松田三郎委員 分かりました。

例えば、民間でやっていただくには、やっぱり初期投資が、今おっしゃるように、なかなか今は企業も余力のあるところは少ないでしょうから、ちゅうちょしてしまう背景がある中で、コンソーシアムという話でしたから、県も入って、ある程度やってから、初期投資のコストもダウンさせながら、そして民間にもっと広がるようにと、それを県がお手伝いをするという理解でいいですかね。はい、結構です。

○松村秀逸委員長 いいですね。

○松田三郎委員 はい。

○松村秀逸委員長 ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○松村秀逸委員長 なければ、以上で質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第3号から第8号まで、第13号及び第14号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○松村秀逸委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外8件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○松村秀逸委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外8件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

た。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○松村秀逸委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部からの報告の申出が2件あっております。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、報告をお願いいたします。

○浦本交通政策課長 交通政策課でございます。

総務常任委員会報告資料①、天草エアライン中期経営計画についてでございます。

天草エアラインが策定しました中期計画の概要について御報告をさせていただきます。

資料、左側は、天草エアラインの概要を記載しているところでございます。

沿革にありますとおり、県内唯一の高速交通体系空白地帯の解消のため、第三セクターとして設立されておりまして、平成12年3月から就航を開始し、現在は、福岡―天草―熊本―大阪間を5往復、10便で運航しているところでございます。

資料、右上の2、利用状況を御覧ください。

最近5か年の利用者数でございますが、新型コロナウイルスの影響を受けた令和3年を除き、5万人から6万人程度で推移しているところでございます。

しかしながら、左に書いております平成28年からの利用者数トレンドの折れ線グラフを見ますとおり、コロナ禍以前の水準までには戻り切っていないというような状況でございます。

す。

令和7年度でございますが、機材の不具合や天候不順、人材の流失などによる欠航が相次ぎまして、就航率が対前年度比4.1%減少した影響を受け、利用者数も前年度から約5,500人ほど減少しているところでございます。

利用人数のところでございますが、資料のところで、R7の数字で5万2,542となっておりますけれども、大変申しわけございません、これは数字に誤りがございまして、5万2,543、最後の1桁が2じゃなくて3ということで、数字でございます。申し訳ございませんが、訂正のほうをよろしくお願いいたします。

次に、資料右側、中段の3の経営状況をお願いいたします。

直近5か年の経営状況を記載しているところでございます。

利用者の減少や物価高騰などによりまして、厳しい経営状況となっておりますけれども、機材維持費の補助でありますとか、国の交付金を活用しました支援など、県と地元市町によります経営支援を行っておりまして、単年度黒字を計上する年が増えまして、累積赤字は徐々に解消されている状況となっております。

次に、その下の4の計画策定の趣旨でございます。

先ほど申し上げましたとおり、非常に厳しい経営状況でございますので、令和3年度から7年度までの5か年間の中期経営計画を策定して取組を進めてきたところでございます。

今回新たに策定しました中期経営計画でございますが、この前期の計画の検証を踏まえて、取組のさらなる推進を行うとともに、昨今の環境変化等による新たな課題に対する方向性、施策の検討を進めるものでございます。

裏面を御覧いただきたいと思います。お願いいたします。

ここから、中期経営計画の概要について御説明させていただきます。

この中期経営計画の概要版ですが、資料の左側、ブルーのところは供給面、そして、その右側でございますのが、オレンジで需要面、そういった形で資料を構成させていただいております。

この供給面と需要面に分けまして、課題や方向性、取組、施策等を記載しております。

まず、5番に記載しております現状と課題についてでございます。

供給面では、運航に欠かすことのできないパイロット等の人材不足、昨今の円安、中東情勢による運航コストの増大などの課題がございます。

需要面では、天草の人口減少に伴う利用者の減少やインバウンド等の新たなニーズ等の取り込み不足といった課題があるところでございます。

次に、6の戦略の方向性をお願いいたします。

供給面では、課題として上げております人材不足に対応するための他社に劣らない水準までの賃上げや欠航、運休の削減、定時就航率向上による信頼回復に努め、本計画期間中は、現在の機材、路線を維持することとしているところでございます。

需要面では、訪日外国人の確保、保育園留学等の二地域居住の促進を実施しまして、新たなニーズの創出とそれを取り込む体制を整えることとしております。

続きまして、7の重点施策実施計画を御覧ください。

ここでは、重点施策を4つ上げておりまして、先ほど申し上げました課題や戦略の方向性に対応するための施策を記載しております。

特に、課題でございます人材不足や定時就

航率向上に対応するため、給与のベースアップやさらなるDXの推進を図りまして、人材確保や組織体制の強化に努めることとし、機体の整備委託先との連携強化や将来的な衛星航法の活用により、運航の信頼性向上に取り組むこととしております。

新たに策定した計画では、これら4つの重点施策を実施いたしまして、供給、需要面双方の課題につなげていくこととしております。

最後に、計画中のロードマップでございます。

各重点施策における取組の実施時期を記載しております。

様々な取組を記載しておりますが、大きな流れといたしましては、計画5か年のうち、最初の2年間で、人材確保等の強固な体制を構築し、残り3年間で、当初2年間で構築いたしました体制を生かし、供給、需要面を強化していくこととしております。

また、国が現在検討を行っております国内航空の在り方検討結果を踏まえまして、最初の2年間で市場環境が大きく変化する可能性もございますので、計画期間2年経過後に、この計画内容をローリングを実施することとしております。

県としましても、地元市町等と連携いたしまして、引き続き、利用促進などを支援していきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○甲斐政策監 球磨川流域復興局でございます。

右上に報告資料②と記載の資料をお願いいたします。

緑の流域治水の推進と球磨川流域の創造的復興についてです。

本件につきましては、明日の建設常任委員会でも同様に御報告します。

まず、1の「緑の流域治水」の主な取組状

況について御報告します。

(1)球磨川流域治水協議会について、第12回となります協議会を6月4日に開催いたしました。当日は、氾濫を防ぐ、減らす対策など、国、県、流域市町村から、球磨川水系流域治水プロジェクトの取組状況を報告し、協議等を行いました。

引き続き、国、流域市町村と連携しながら、流域全体の総合力で安全、安心を実現していく緑の流域治水を進めてまいります。

次に、(2)くまもと防災復興ウィークについてです。

昨年度に引き続いての取組となりますが、発災日である7月4日を含む6月29日から7月5日までをくまもと防災復興ウィークと設定し、豪雨からの創造的復興の進捗状況や緑の流域治水の取組等の発信に取り組んでまいります。

また、県庁各部局が一体となり、被災地の創造的復興に向けた取組を加速するため、第19回となります令和2年7月豪雨復旧・復興本部会議を7月2日に開催いたします。

発災から間もなく6年となります。さらなる防災意識の高揚のためにも、引き続き、豪雨災害の教訓の発信に努めてまいります。

続いて、(3)球磨川水系県管理河川についてです。

五木村竹の川地区の梶原川では、宅地かさ上げ及び道路改良工事の着工式を、金子国交大臣御出席の下、5月31日に開催いたしました。また、その上流の宮園地区の川辺川では、出水期後から河川工事に着手する予定でございます。その他、河川改修、宅地かさ上げ、遊水機能を有する土地の確保、保全など、11河川で事業を推進中でございます。

続いて、資料右下になりますが、(4)球磨郡町村新規採用職員研修についてです。

5月18日から20日に実施された球磨郡町村の新規採用職員向けの研修の1こまで、県から、川辺川ダム建設の歴史的背景や令和2年

7月豪雨の発生、流水型ダムを含む緑の流域治水の取組などについて御説明しました。

今後も、様々な機会を捉えて、緑の流域治水の見える化に取り組んでまいります。

続いて、資料右上の2、五木村・相良村の振興について御報告します。

まず、五木村では、五木村の振興を確認する場を3月26日に開催し、村、県、国の3者で、“ひかり輝く”新たな五木村振興計画の令和7年度の進捗及び令和8年度の計画について確認しました。

その後、確認した振興計画の内容を村民の皆様様に説明し、意見交換を行うため、国、県同席の下、行政座談会が各地で開催されました。

また、保育園、義務教育学校、高校、林業大学校の相互連携による五木村の活性化に向けた教育包括連携協定が4月27日に締結されたところです。

次に、相良村です。

知事が4月23日に訪問し、村及び村議会に対して、県の令和8年度における相良村振興策の取組について説明いたしました。

今後も、村から提案を受けた地域振興策など190項目の施策の実施に向け、スピード感を持って取り組んでまいります。

引き続き、国、五木村、相良村と一体となって、目に見える形で、両村の振興を推進してまいります。

球磨川流域復興局からの報告は以上です。

○松村秀逸委員長 以上で執行部の報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○松村秀逸委員長 なければ、以上で質疑を終了します。

次に、委員の皆さんからその他で何かありましたら質問をお受けいたします。

委員から何かありませんか。

○松田三郎委員 すみません。さっきの説明の中にもちょっと関連したのがあったんですけども、税務課長、内村課長に。

さっき、条例改正のところで、40ページかな、軽油引取税の話が出てきまして、これに関連して、ちょっとすみません、基礎的な話で恐縮ですが、暫定税率廃止に伴って、地方も、県なんかも県税も減ってしまうのはどうかと、何かの補填はないんだろうかというのがあの当時の議論であったと思いますけれども、結論として、何かの措置とか、補填みたいな国の対応というのはあったんでしたっけ。

○内村税務課長 税務課でございます。

軽油引取税の暫定税率廃止に伴う減収額についての影響は、熊本県分として65億円の減収を見込んでおります。これには、熊本市に交付する交付金も含まれた総額で65億でございます。

財源の補填につきましては、令和8年度に関しましては、地方財政の対策として、地方特例交付金が全額補填されるということが決まっております。

令和9年度以降の恒久的な補填につきましては、現在国のほうで検討されておりまして、その動向を今見守っているところで、国に対しては、しっかりと減収の措置をしていただくように要望をしているところでございます。

以上です。

○松田三郎委員 続けていいですか、もう1つ。

富永部長、巷間うわさされているのは、公表はされておりませんが、どうも、熊本県庁は御退職かなという話を聞きますが、まだうんともすんとも言いにくいとは思いますが、

仮にそうなった場合を含めまして、企画振興部長としては、この間、大変いろいろな面において頑張っていたいて、心より感謝申し上げますと思いますが、帰られてから、ちょうど時期的に、例えば、概算要求の締切りであつたりとか、あるいは骨太の方針とか、また、我々が一番注目しておりますのは、中東関係の補正予算はあつたけれども、今後さらなる補正なり予備費の活用、そういうのがあるかどうか。

そもそも、現政権は、これは批判ではありませんが、当初予算である程度組んで、できるだけ補正予算は、組みたくないとまでは言いませんけれども、組まない方針であるように聞いております。

で、今自民党としても、国に対しての地方財政の充実等々についての意見書を出す検討もいたしておりますが、そうすると、本当に十分にあるのかなというような心配も、執行部を含めてあるわけです。

ですから、宿題とは言いませんが、要望として、仮に本省に帰られたならば、熊本県だけ特別扱いしてくださいとは言いませんが、今申しあげました節目節目、あるいは大きい予算であるとか、その骨太等々において、熊本県にも有利になるような、何かいろいろな情報提供とか、そういう働きをしていただきたいと思いますっておりますが、何かございますか。この間を振り返ってでも結構でございますし……。

○富永企画振興部長 御質問いただきましてありがとうございます。

また、総務常任委員会での質疑を通して、様々な形で、この地方創生に向けた取組を議論させていただきまして、大変、私自身も、これからの日本にとって、やはり地方創生というのが一番大事であり、また、大きな課題である東京一極集中、人口減少、そして経済力をどうやって日本を高めていくか、そ

ういった課題に立ち向かう上には、地方創生を実現していくこと、その先頭に熊本県が立つということを、しっかりとこの間勉強させていただき、また、一緒に政策を推進させていただきまして感謝申し上げます。

そして、御指摘ありましたとおり、今、日本の経済でありますとか社会の情勢というのは、世界情勢も受けまして、大きな岐路に立っているところであります。物価上昇、そういったところも課題になっており、しっかりと、国、地方のほう、政策的に対応をしっかりとやっていく必要があるというふうに考えております。

私も、今後、しっかりと日本をよりよいものにしていく、そして、国民の幸せ、あるいは地方の皆さん、地方から、そういった日本を牽引していくということを今後もしっかりとやっていきたいというふうに考えておりますので、私が今後どういう仕事をするか全く分かりませんが、しっかりと、今後も地方から、日本のこの地方創生をしっかりと実現して、日本をよりよくしていくことをしっかりと全力で取り組んでいきたいと思いますので、今後とも御指導、御鞭撻をよろしくお願いいたします。

○松村秀逸委員長 ほかにありませんか。

○岩下栄一委員 今の部長さんの決意には大変期待をいたしております。頑張ってください。

それでちょっと質問ですけれども、もう既に終わったわけだけでも、元の資料の48ページの阿蘇草原再生事業、その下の草原維持システム構築推進事業と、2つ似たような事業が書いてありますが、この違いは何ですか。

○吉田阿蘇草原再生・世界遺産推進課長 こ

の事業につきましては、恒久防火帯の整備に取り組む活動を支援するという事業になっております。

○岩下栄一委員 似たごたることでしょう、だけど、2つとも。

○吉田阿蘇草原再生・世界遺産推進課長 上段の阿蘇草原再生事業につきましては、今野焼きができてないところの野焼きの再開と、あと、野焼きの火入れといいますか、をする後継者育成の支援を図る事業でございまして、下段のこの草原維持システム構築事業につきましては、野焼き作業の省力化を図るために、輪地切りをする手間といいますか、の作業を省力化するために、恒久防火帯の整備に取り組む活動を支援するという事業になってございます。

以上でございます。

○岩下栄一委員 私の出身地でもあるものだから、前から随分気にかけてるんですね。それで、ぜひ、世界に誇る阿蘇の草原ですから、国の補助も十分活用して、全うしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○松村秀逸委員長 ほかにありませんか。
——なければ、以上で質疑を終わります。

最後に、要望書が2件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しておりますので、よろしくお願いします。

本日は、これをもちまして第3回総務常任委員会を閉会いたします。

午前10時59分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

総務常任委員会委員長